

平成27年度第3回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 平成27年12月22日(火) 9時30分～10時30分 造幣局会議室

委員 松川 正毅 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授) (委員長)
 谷口 勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
 相原 隆 (関西学院大学法学部 教授)
 神部 裕之 (独立行政法人造幣局 監事)
 初岡 直子 (独立行政法人造幣局 監事)

審議対象 個々の契約案件の事後点検【平成27年度上期(4月～9月)】
 (1) 新規の随意契約となった案件 1件
 (2) 2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 6件
 ・うち一般競争入札で一者応札のもの (4件)
 ・うち公募で一者応募のもの (2件)

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- (1) 合理化計画の実施状況の点検
- (2) 随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等
 下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容
 特になし

意見・質問	回答
<p>『個々の契約案件の事後点検』について</p> <p>(「契約金額／予定価格」の割合について)</p> <p>・一者応札・応募契約となった案件14件中、13件の「契約金額／予定価格」の割合が90%以上100%未満となっているが、こういった状況をどのように評価しているのか。</p>	<p>・契約金額率が90%以上100%未満となった案件13件は、2か年度連続または過去に繰り返し契約実績のある案件であり、当方が予定価格を積算するに際して実際の業務実績を参考にできたこと等から、予定価格と実際の契約金額の乖離が少なくなり、90%以上100%未満になったものではないかと分析している。</p>

『調達等合理化の推進に向け議論すべき事項』について

(合理化計画の実施状況の点検)

・平成27年度契約一覧表の中で、案件「税務相談一式」における予定価格欄に「同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない」とあるが、これはどういった種類の他の契約があるのか分かりにくいし、非公表である理由がほとんどこういう文言になっているのは不親切な印象を受ける。より適切に説明責任を果たすという観点から、幾つかに類型分けをして表現を変えた方が良いのではないか。

・調達等合理化計画に係る自己評価結果(案)として、フォーマットを提示いただいたが、この自己評価の仕方については総務省から統一的な指示があったものなのか。また、年度終了後に自己評価結果を点検する段階では、このフォーマットが変更となる可能性もあると考えられるのか。

・自己評価という観点から捉えると、「予定価格の適正性と価格合理性の担保」の「価格合理性」は何にかかっているのか。契約金額の価格合理性だと考えて良いか。

・自己評価結果①には、「作成された予定価格は決裁を得てその適正性を審査している」と記載されるようだが、そもそも予定価格が適切なプロセスで作成されたものであるかどうか記載すべきではないか。

・契約金額、すなわち、落札価格等の価格合理性について、「契約金額／予定価格」の割合との関係をどのように捉えたらよいのか。つまり、下限については、低価格調査(過剰に低い価格で入札されたものについては契

・「税務相談一式」に関しては、翌年度以降の同様の契約を想定していた。当年度に同種の契約がある場合や翌年度以降も同じような内容の契約案件が想定できる場合はまとめて「同種の他の契約」と表現してきたが、ご意見を受けとめ、わかりやすい情報の開示の仕方を検討したい。

・このフォーマットは当局独自で作成したものである。現時点では、総務省から指示は受けていないが、今後、統一的なフォーマットの指示が出る可能性もあると考えられるので、現時点においてはあくまでも当局案として受け取っていただきたい。

・そのとおりである。

・ご指摘のとおり、プロセスについても明記した方が分かりやすい情報の開示になることから、自己評価結果①の表現を修正することとしたい。

・「契約金額／予定価格」の割合は、競争性の度合い等により案件毎に異なるものと捉えざるを得ず、上限(100%)に近い、80%から90%、90%から100%という数字に大きな意味はないと思われる。

約が適正に履行されうるか調査の対象となること)の基準となるという点は理解できるが、上限については、100%以外に90%、80%となる点について何か意味があるのか。

・「価格合理性の担保」の価格とは、入札後の落札価格ではなく、入札がない場合、つまり随意契約における契約金額等も含むということを分かりやすく表現してはどうか。

・ご指摘を踏まえ、「価格合理性の担保」における価格とは、落札価格のみならず、随意契約等も含んだ契約金額という概念であるという点について、分かりやすい情報の開示に改めたいと考える。